

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第65号

##### 大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「390,000円」を「404,000円」に改める。

別表第1備考第3項第2号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表第1備考第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。